

【**子** **青** 一部負担金（通院1回につき200円（上限額））の徴収方法】

マル子及びマル^{あお}青の医療証を持参して通院による診療等（調剤、訪看を除く）を受けた場合には、原則として窓口で1回につき200円を徴収する。

なお、詳細については以下のとおり。

(1) 医療保険上の自己負担額（3割相当額）が200円に満たない場合

医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額を徴収する。

例えば、医療保険上の自己負担額（3割相当額）が183円であれば、10円未満の端数を四捨五入し、180円を徴収する。

ただし、診療報酬明細書の一部負担金額の欄には、183円（10円未満の端数を四捨五入する前の金額（1円単位））と記載する。

(2) 1日のうちに同一医療機関に2回通院した場合

2回通院した場合でも1回分だけ徴収する。

診療報酬明細書の診療実日数の記載においては、同一医療機関に同一日に2回通院した場合でも、「1日」として記載することとなっている。本制度における「1回」と診療報酬明細書の「1日」は同義であるため、本制度においても診療報酬明細書に合わせ、1回分だけ徴収する。

また、同日中に2回通院して最初の1回目で200円に満たない場合（例えば180円）、2回目の来院時には、1回目の自己負担額と200円までの差額（20円）は徴収しない。

(3) 1日のうちに別の医療機関を受診した場合

医療機関ごとに一部負担金を徴収する。

ただし、調剤薬局は、一部負担金を徴収しない。

(4) 1日のうちに同一医療機関の複数科を受診した場合

200円（上限額）を徴収し、診療科ごとには一部負担金を徴収しない。

(5) 院内処方の場合

院内処方の場合、薬代は一部負担金（200円）の算定に含まない。

ただし、処方せん料は薬代ではないため、一部負担金（200円）の算定基礎となる。

(6) 補装具（治療用装具）の場合

医師が疾病又は負傷の治療遂行上必要と判断し、医療保険を適用して補装具を購入する場合には、一部負担金は徴収しない。

(7) 診察と別の日に行う検査のみの場合

診療実日数にカウントしない検査のみの来院は、一部負担金は徴収しない。